

障発0331第41号  
平成26年3月31日

都道府県知事  
各指定都市市長殿  
児童相談所設置市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公印省略)

「障害児入所給付費等の入所給付決定について」の一部改正について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の一部の施行に伴い、「障害児入所給付費等の入所給付決定について」（平成24年3月30日障発0330第15号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別紙のとおり改正しますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

○「障害児入所給付費等の入所給付決定について」の一部改正について（平成24年3月30日障発0330第15号）

改正後	現行
<p style="text-align: right;">障発0330第15号 平成24年3月30日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 障発0329第20号 平成25年3月29日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 障発0331第41号 <u>平成26年3月31日</u></p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">障害児入所給付費等の入所給付決定について</p> <p>標記については、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及びこれらの関係法令によって規定しているところであるが、この実施に伴う取扱いは下記のとおりであり、平成24年4月1日より適用することとしたので、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p>また、平成19年3月22日付け障発第0322005号当職通知「障害児</p>	<p style="text-align: right;">障発0330第15号 平成24年3月30日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 障発0329第20号 平成25年3月29日</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">障害児入所給付費等の入所給付決定について</p> <p>標記については、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及びこれらの関係法令によって規定しているところであるが、この実施に伴う取扱いは下記のとおりであり、平成24年4月1日より適用することとしたので、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p>また、平成19年3月22日付け障発第0322005号当職通知「障害児</p>

施設給付等の支給決定について」は、平成24年3月31日限り廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

第一 （略）

## 第二 入所給付決定の方法

障害児については、発達途上にあり時間の経過と共に障害の状態が変化すること、乳児期については通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なこと等検討課題が多く、現段階では直ちに使用可能な指標が存在しないことから、障害支援区分は設けないこととする。

なお、次のいずれかに該当する場合であって、法第27条第1項第3号又は同条第2項に係る措置が適当であると都道府県（児童相談所）が判断した場合にあっては、「措置制度」に基づく施設利用となり、この通知の適用外の扱いとなる。

- ① 保護者が不在であることが認められ、利用契約の締結が困難な場合
- ② 保護者が精神疾患等の理由により、制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合
- ③ 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合

（なお「等」の解釈として、

- ・親が養育を拒否（親に対する指導を児童相談所が行って

施設給付等の支給決定について」は、平成24年3月31日限り廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

第一 （略）

## 第二 入所給付決定の方法

障害児については、発達途上にあり時間の経過と共に障害の状態が変化すること、乳児期については通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なこと等検討課題が多く、現段階では直ちに使用可能な指標が存在しないことから、障害程度区分は設けないこととする。

なお、次のいずれかに該当する場合であって、法第27条第1項第3号又は同条第2項に係る措置が適当であると都道府県（児童相談所）が判断した場合にあっては、「措置制度」に基づく施設利用となり、この通知の適用外の扱いとなる。

- ① 保護者が不在であることが認められ、利用契約の締結が困難な場合
- ② 保護者が精神疾患等の理由により、制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合
- ③ 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合

（なお「等」の解釈として、

- ・親が養育を拒否（親に対する指導を児童相談所が行って

も、改善されない場合を想定)している場合

- ・親が障害を受容できず、健常児と同じ育児に固執し、児童に悪影響を与える場合
- ・家庭環境の問題によって、児童を家庭から引き離さなければ、児童の成長に重大な影響を与えると判断された場合

等が想定されるが、個々の事例に関しては、十分に家庭環境や障害児の発育を考慮し決定すべきものである。)

第三～第六 (略)

も、改善されない場合を想定)している場合

- ・親が障害を受容できず、健常児と同じ育児に固執し、児童に悪影響を与える場合
- ・家庭環境の問題によって、児童を家庭から引き離さなければ、児童の成長に重大な影響を与えると判断された場合

等が想定されるが、個々の事例に関しては、十分に家庭環境や障害児の発育を考慮し決定すべきものである。)

第三～第六 (略)